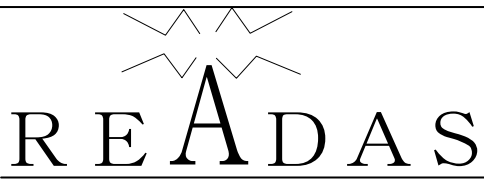


第 4295 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 8月 3日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

税制改正後の中小企業の軽減税率

Q：今年度の税制改正が行われたようですが、中小企業の軽減税率はどのようになりましたでしょうか？

A：昨年同様18%が適用されます。

【解説】

法人税の規定では、期末資本金が1億円以下の法人（中小企業）の税率は、800万円以下の所得部分に適用される軽減税率が22%、800万円を超える所得部分が30%となっていますが、平成21年度からは、この軽減税率部分が18%に引き下げられる時限措置が採られていました。

ところでこの税率ですが、今年度の税制改正案では、法人税の実効税率の引き下げに伴って、この軽減税率の税率も22%から19%に引き下げられ、さらには時限措置も18%から15%に引き下げられる予定となっていました。

しかしながら、国会のねじれ、さらには東日本大震災の影響で、改正は与野党の意見が一致しているものだけとなり、それ以外のものについては棚上げとなってしまう、法人税率の引き下げは改正になりませんでした。

結局、軽減税率については、これまでの時限措置である18%の税率のまま延長された形になっています。

延長期限は、平成24年3月31日までに終了する事業年度までです。

